



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 2
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部広報相談課） 3

告 示

沖縄県告示第431号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区 | 検査期日 | 検査場所 |
|---|----------------------------------|------------|
| 浦添市 | 令和2年11月25日（水曜日） 午前10時から午後3時まで | 沖縄県中央卸売市場 |
| | 令和2年11月26日（木曜日） 午前10時から午後3時まで | |
| | 令和2年11月27日（金曜日） 午前10時から午後3時まで | 屋富祖公民館 |
| うるま市字赤野、字赤道、字安慶名、石川、石川赤崎、石川東山、石川東山本町、石川曙、石川石崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字西原、字宇堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川田、喜仲、字喜屋武、字具志川、字昆布、字塩屋、字洲崎、字平良川、字高江洲、字田場、字天願、字豊原、字仲嶺、字前原、みどり町及び字宮里 | 令和2年12月2日（水曜日） 午前10時から午後4時まで | 石川保健相談センター |
| | 令和2年12月4日（金曜日） 午前10時から午後4時まで | 栄野比公民館 |
| | 令和2年12月9日（水曜日） 午前10時から午後4時まで | 宮里公民館 |
| 沖縄市 | 令和2年12月7日（月曜日） 午前10時から午後3時まで | 中部農連市場 |
| | 令和2年12月11日（金曜日） 午前10時から午後3時まで | 安慶田自治会 |
| | 令和2年12月14日（月曜日） 午前10時から午後3時まで | 諸見里自治会 |

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年10月20日から令和3年2月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。

令和2年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 届出年月日 令和2年8月21日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
変更後 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二、株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 代表取締役社長 矢野靖二、J R九州ドラッグイレブン株式会社 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役社長 畑井慎司
- 5 変更の年月日 平成26年7月27日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年10月20日から令和3年2月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。

令和2年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 届出年月日 令和2年8月21日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,197平方メートル
変更後 2,644平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 134台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 266台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)
 - (3) 駐輪場の位置
変更前 位置 次の図のとおり
変更後 位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 69平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 76平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 33.75立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 45立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び総数

変更前 位置 次の図のとおり 入口2か所、出口2か所

変更後 位置 次の図のとおり 入口4か所、出口4か所

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。)

5 変更する年月日 令和3年4月21日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和2年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時 令和2年11月11日 午後7時開始

2 場所 西原町町民交流センター中ホール 西原町字与那城140番地の1

3 都市計画の変更の案の概要 3・3・21号国道329号西原中城バイパスを追加する。

4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和2年11月4日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。

5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、西原町建設部都市整備課又は中城村都市建設課

6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察文書管理システム用ソフト及びサーバ機器等の貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁

目2番2号

- 3 落札者を決定した日 令和2年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖電グローバルシステムズ株式会社 那覇市古島1丁目15番地の10
- 5 落札金額 87,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年7月28日

| | |
|---|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p> |
|---|--|